

# いよいよ始まります! 粗大ごみ有料化

## 粗大ごみってどんなもの

7月から粗大ごみ処理の有料化と指定場所〔(有)詫間清掃〕への持ち込みが始まります。

粗大ごみとは日常生活に伴って生じた、耐久消費財で比較的大型の固形廃棄物です。原則として、一般家庭の日常生活から発生する「家庭ごみ」ですので、事業活動に伴う粗大ごみ・建築や増改築に伴う粗大ごみは持ち込みできません。



目安として、最長の辺が50 cm以上のものが粗大ごみとなります。

分解するなどして50 cm未満にすれば、素材により木なら燃えるごみ、金属なら資源ごみとしてごみステーションに出すことができます。

## 持ち込み できるもの

### 家具・寝具類

カラーボックス、やぐらこたつ用板、いす、座卓、テーブル、応接セット、学習机、食器棚、洋服タンス、鏡台、ロッカー、二段ベッド(マット付き)、ソファーベッド(スプリングが入っていないもの)、ふとん類等

### 電気・石油・ガス器具類

ズボンプレス、ビデオデッキ、食器乾燥機、電気ストーブ、やぐらこたつセット、ガステーブル、石油ストーブ、石油ファンヒーター、ガスストーブ、ガスレンジ、電子レンジ、カラオケ演奏機器、オーディオ機器セット、ステレオセット、ホットカーペット、もちつき機、空気清浄機、食器洗い機等

### 趣味・生活用品・その他

子ども用一輪車、三輪車、ギター、ベビーカー、チャイルドシート、物干し竿、スーツケース、車いす、電子オルガン、卓上ミシン、子ども用すべり台、子ども用ブランコ、物干し台(コンクリート台を除く)、ランニングマシン、ペット小屋、エレクトーン、米びつ、健康器具(ぶらさがり健康器具)等

## 持ち込み できないもの

- ・自動車部品(タイヤ・バッテリーなど)、バイク、事業系ごみ、農業用機械、農業資材、農薬などの危険物、感染性医療廃棄物、建設資材、消火器、ガスボンベ、ピアノ、金庫、スプリングマット等は、持込業者では適正処理できませんので、販売店や専門業者に相談してください。
- ・家庭用使用済みパソコンは、資源有効利用促進法により、パソコンメーカーが回収していますので、お持ちのパソコンメーカーに直接、回収を申し込んでください。
- ・エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機は、家電リサイクル法により、収集運搬料金とリサイクル料金が必要です。これらを持ち込む場合は郵便局振込み済みの家電リサイクル券と運搬負担料2,000円が必要です。

「粗大ごみとして処理したいが上記の持ち込みできる品目に入っていない」、「粗大ごみとして持ち込みできるかどうかわからない」など、ご不明な点がございましたら、環境衛生課までご相談ください。

問い合わせ 環境衛生課 62 1120

# 犬・猫を飼っている皆さんへ

問い合わせ 環境衛生課 衛生係 62・1120

動物愛護意識の向上によって、犬や猫が家族の一員として飼われている一方、不適正な飼い方による苦情も増えています。

ペットの飼い方のマナーを守り、動物と共生する住みよいまちをつくるため、飼い主の皆さんは次のことを守りましょう。

- 🐾 散歩中の犬のフンは飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。
- 🐾 犬の放し飼いは絶対にしないでください。また、散歩のときは必ず引き綱をつけましょう。
- 🐾 子犬や子猫が生まれても飼うことができない場合は、不妊・去勢手術などの繁殖制限をしましょう。  
(登録および狂犬病予防注射済の犬が不妊・去勢手術を受けた場合は、市から補助金が出ます。詳しくは、環境衛生課 62・1120までお問い合わせください。)
- 🐾 ペットが人に危害を加えたり、鳴き声などで近所に迷惑をかけたりにしないように努めましょう。
- 🐾 ペットは愛情をもって最後まで飼いましょう。



## 旧町指定ごみ袋の使用期限を延長します

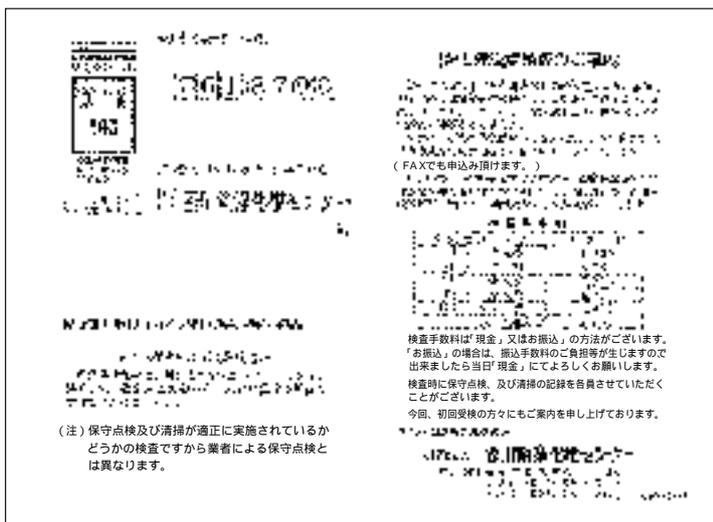
問い合わせ 環境衛生課 62・1120

合併前の町指定ごみ袋の使用期限は6月30日までとしていましたが、市民の皆さんのご要望により、使用可能期間を延長することになりました。

現在お手元にある旧町指定ごみ袋は、使い切るまで使用可能とさせていただきます。

## 浄化槽法定検査(11条検査)の受検にご協力を!

問い合わせ 水処理課 72・5667  
(社)香川県浄化槽センター 087・881・6600



生活排水をきれいにし、環境保全に大きな役割を果たしている浄化槽ですが、浄化槽を維持していくためには、設置後、保守点検・清掃・法定検査が必要です。

法定検査とは、毎年1回、知事が指定した指定検査機関〔(社)香川県浄化槽センター〕が水質検査などを行い、浄化槽が適性に維持管理され本来の浄化機能が十分に発揮されているかを確認する重要な検査です。

同センターから浄化槽を設置されているすべての人に法定検査の受検案内が郵送されます。

案内が届きましたら内容・趣旨をご理解いただき、申込書を返送して検査を受けてください。